

手数料表（有料職業紹介事業）

サービスの種類及び内容	手数料の額	手数料の負担者
求人受理時の事務費用	1,000 円を限度額とします。	求人者
【職業紹介サービス】 求人受理後、求人者に 求職者を紹介するサービス	【成功報酬】 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知所に記載されている額) の 50% を限度額とします。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知所等に記載されている額) の上限 50% を限度額とします。	求人者
【職業紹介付加サービス】 求人の充足に向けた求人者に対する 専門的な相談・助言サービス	【成功報酬】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知所に記載されている額) の 50% を限度額とします。	求人者
特定の条件による特別の 求職者の開拓やそのための調査・探索	【着手金】 1,000,000 円 【活動 1 日あたり】 100,000 円 【成功報酬】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知所に記載されている額) の 50% を限度額とします。	求人者
就職を用意するための 求職者に対する専門的な相談・助言	【成功報酬】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知所に記載されている額) の 50% を限度額とします。	関係雇用主

※上記手数料には消費税は含まれておりません。

※上記は法令に基づいて監督省庁に届け出ている手数料率です。届け出る手数料率は上限であり、実際の手数料は求人者及び関係雇用主と契約書等で取り交わすものとなります。

※求職の皆様から、手数料は一切頂きません。